

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

豊川市

2 構造改革特別区域の名称

豊川市児童発達支援センター給食外部搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

豊川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

豊川市（以下「本市」という。）は愛知県南東部に位置し、市域面積は161.14平方キロメートルで、北側は県立自然公園に指定されている本宮山麓が連なり、中央部から広がる平野の東部には一級河川豊川（とよがわ）の清流が流れ、そして南部には三河湾を望み、「山、川、海」といった豊かな自然環境に恵まれている。

人口動向については、令和7年3月末日現在で185,441人（住民基本台帳）であり、令和2年国勢調査では人口が増加しているものの、年齢階層別人口では、老年人口は増加する一方で年少人口は減少し、少子高齢化が進行している。

しかしながら、少子化が進行する中でも、発達支援を必要とする児童の数や対応ニーズは年々増加しており、令和7年5月1日現在、本市では24か所の児童発達支援施設でそれぞれ独自性のある支援の提供を行っているものの、障害児支援における総合窓口が明確化されていないことから、特性ニーズにあった支援のマッチングや質の確保などが課題となっている。また、母親の就業率の上昇とともに、3歳未満児からの保育所利用児童数は増加傾向となり、低年齢から保育所や幼稚園を生活の主軸に置き、スポット的に児童発達支援施設を利用するケースが多くなってきている。そのため、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが成長できるよう、インクルージョンの考え方に立った視点での専門的支援体制の整備が早急に求められている。

これらのことから、本市では障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターを市直営で新設するとともに、早期からの切れ目のない支援体制を構築し、乳幼児健診をはじめとする様々な機会・場所での「気づき」を専門的支援に早くつなげるため、新設される総合保健センター（仮称）と一体的に運

営していく予定である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画では、公立保育所で調理した給食の外部搬入を予定している。児童発達支援センター新設においては、令和元年から2年に、既存施設改修による設置が検討されたが、調理室及び調理員の確保が課題となり、設置には至らなかった経緯があり、また、新設される総合保健センター（仮称）と一体的に新設される計画であるところ、全体的な計画の中で、占有面積や建設費に制限がある。

そのため、外部搬入の実施で調理室の最小化が図られ、専門的な調理機器設備等の費用・管理面での負担が軽減し、管理栄養士や調理員といった専門職についても市他部署の協力が得られることで安定的に確保できる。さらには新設される児童発達支援センターは定員25名（予定）と小規模であるため、食材の調達が一元化されることで、経費の削減が図られ、小規模では経費的に難しい地元産農畜産物の使用が可能になる。ひいては「地産地消の推進」にも寄与し、効率化された結果の経費を療育事業の充実に充てることが可能になる。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入方式の導入により、食材の一元購入、一元調理によって経費節減を図り、節減された財源を多様化する児童福祉サービスに充てることにより、子育て支援の充実に図る。また、経験豊富な市保育課管理栄養士の協力を得ることで、発達段階や障害特性に応じた柔軟な給食提供体制を整備し、公立保育所と同様の食育に関する取り組みを実施することで、保護者に対して食育を通じて健康な生活に対する意識・知識の向上を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

給食の外部搬入を実施することで、保育所との食材の一元購入を行うことができ、少量購入では不可能な地産品の購入が可能になり、地域農業の特性化に寄与することができる。また、一元調理によって、調理室面積及び備品の削減を図り、事業運営の合理化を行うことで、児童発達支援センターの発達支援室の面積拡充や事業の充実など市全体の児童福祉の向上に寄与することができる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

豊川市児童発達支援センター（仮称）

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

令和8年4月1日

4 特定事業の内容

豊川市児童発達支援センター（仮称）（以下「センター」という。）の給食について、豊川市立八南保育園または豊川市立小坂井東保育園にて給食調理を実施し、外部搬入を行う。搬送はセンター職員により行う。配送時間は約15分であり、搬出開始から喫食までに要する時間は、普通食の場合は約30分程度である。

なお、障害特性等配慮すべき対応は、必要に応じセンター調理室で行う。

5 当該規制の特例措置の内容

センターにおける給食の外部搬入方式の実施に当たっては、構造改革特別区域における留意事項を遵守するとともに、利用児童への食事提供時の責任は当センターにあるものとする。

（1）環境整備

センターの定員数、調理室については以下に示すとおりである。調理室は、保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱、児童個々の特性に応じた対応を行うための調理機能を有する。また、搬送車両については、搬送専用車両を配備した上で、二重保温食缶等を使用し衛生的な管理のもとに給食を運搬する。

【豊川市児童発達支援センター（仮称）調理室の概要】

面積：約27.18平方メートル（内法面積）（予定）

職員：用務員 1名、保育士 2名

児童：定員数 25名

調理能力：1回当たり最大30食

調理器具：冷凍冷蔵庫、水切台付2層シンク、作業台3台（内2台戸棚

付)、器具消毒保管機、電子レンジ、IH調理器、電子炊器
食器洗浄機、食器消毒保管機、包丁、まな板、ボール等

(2) 児童に応じた対応

給食の提供は昼食1回とし、児童の年齢、発達段階、発達特性、健康状態に応じた形状を工夫するとともに、白米を麺に切り替えるなど、可能な範囲で個別対応を行う。

食物アレルギー児については、年1回保護者から提出される医師の指示内容に基づき、除去食（一部代替食）を提供する。

児童一人一人の発達段階及び発達特性、アレルギー等の配慮に適切に応じた食事内容、水分補給ができるよう、市保育課管理栄養士の助言を受け、適切な対応を行う。

検食は、毎回児童に提供する前にセンター職員が行い、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食簿を記録し保管する。

(3) 衛生管理

豊川市の公立保育所給食については「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付衛食第85号別添）をはじめ各種衛生基準を元に、「豊川市保育所給食衛生管理手引き」を定め、食品の衛生管理及び安全な給食提供について万全を期している。

外部搬入においては、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日付社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底する。

6 委託契約等の締結

センターの設置者と公立保育所の設置者はともに市長であることから、両施設の設置者間での契約という行為が馴染まない状況にある。そのため、センターを管轄する市子育て支援課と公立保育所を管轄する市保育課が覚書を締結することとする。

覚書の締結においては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理事務の外部委託事業」について」（平成18年3月31日障発第0331011号）の3（2）及び（3）を遵守することとし、センターの運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との覚書内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる

能力を有するものとする。

7 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた児童の健全育成（食育）については、「豊川市食育推進計画」を基本として実施する。

健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下・姿勢保持自助具等に関する支援を行う。

個別支援計画の中に、障害児の発育及び発達のプロセス並びにそれぞれの障害特性に応じて、食に関して配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図る。

8 配送計画（案）

時間	保育所	センター
午前 8 時 30 分	昼食調理開始	
午前 10 時 45 分		センター出発
午前 11 時 00 分	調理完了	給食受け取り 保育所搬出
午前 11 時 15 分		センター搬入 必要に応じ、刻み等対応 検食
午前 11 時 30 分		配膳、喫食
午後 0 時 30 分		給食終了 食器洗浄
午後 1 時 15 分		食缶の搬出
午後 1 時 30 分	食缶受け取り	